

# 労組法上の労働者性における判断基準比較表(2)

		東京電力常備職員労働組合	東京ヘップサンダル工組合	日本放送協会事件		アサヒ急配事件	
		中労委決定(資格審査)	中労委決定(資格審査)	大阪府労委命令	地方裁判所判決	大阪府労委命令	地方裁判所判決
時期		昭和35年3月	昭和35年8月	昭和43年12月	昭和41年8月	平成17年12月	平成19年4月
結論		労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定
基本的考え方		—	—	—	—	労働組合法上の労働者とは、使用者との契約の形態やその名称の如何を問わず、雇用契約下にある者と同程度の使用従属関係にある者、又は労働組合法上の保護の必要性が認められる労務供給契約下にある者というべきである。	—
	組織への組み込み	—	—	<p>○契約は、特段の事情がある場合を除いて何回でも更新されており、実態は、期間の定めのない契約と同一視される。</p> <p>○回数出演契約は、契約期間中一定回数だけ協会の放送番組に出演することを約する契約であるから、契約締結時においては、芸能員が出演すべき放送番組、日時、場所等は特定されていない。</p> <p>○芸能員に期待されているのは、特定番組への出演ではなく、協会の要請する番組、内容、日時、場所にしがって、一定水準の演技を行うことであり、回数出演契約は、協会にとって、一定水準の芸能労働力を一括して、かつ、継続的に確保することを目的としている。</p> <p>○協会内部には、芸能員に関する事項を一括して取扱う部局が存在し、芸能員に出演依頼を行うときは「内注」、その他の一般タレントに出演依頼を行うときは「外注」と呼ばれることがある。</p> <p>○これらを総合すれば、芸能員は、他の一般タレントと異なり、放送事業の遂行に必要不可欠な継続出演者として、協会の内部組織に組み込まれている。</p>	<p>○回数出演契約において、芸能員は契約に定められた年間の出演回数だけは出演できる保障を受ける反面、協会から出演を要請された場合は、これに応じる義務が課せられていて、いつでも協会の出演要請に応じるよう待機せねばならない。</p> <p>○各種出演契約の期限は一応一年間と定められているが、病気その他の特別の事情がない限り、期間満了とともに契約が更新されるのが原則。</p> <p>○放送出演契約は、協会が放送事業に必要な労働力を確保する手段であって、芸能員は放送事業の一部を組成する。その意味において、芸能員が提供する芸術的労働力は一般職員と異なる。</p>	<p>○委託契約者が約100名に対し正社員は13名のみであるから、会社の事業は委託契約者の存在なしには成り立たず、委託契約者は会社の運送事業にとって組織的労働の一部を構成している。</p>	—
		判断要素	—	—	<p>○契約の締結又は更新にあたって、出演回数、出演料その他の条件については、いずれも協会が一方的に決定し、芸能員がこれらについて協会と話し合う余地はない。</p> <p>○芸能員には、特別技能評価が毎年全員に行われ、その結果によって次期契約条件(特に契約料、基本出演料)が決定され、場合によっては契約更新自体が拒否される。特別技能評価は、一般の労使関係において使用者が行う勤務評定(人事考課)の役割を果たしている。</p>	—	<p>○個別の業務ごとの報酬額について、事前に委託契約者と会社が交渉することは行われていなかった。</p>
報酬の労務対価性	<p>○報酬は集金業務の熟練度によって異なる基本手数料等からなる。</p> <p>○収納率80%未満の場合は追加手数料がなく、実際に収納した枚数につき基本手数料が支払われる。</p> <p>○手数料は労働組合法第3条にいう、賃金「に準ずる収入」と認めるに十分である。</p>	<p>○工賃は毎日定期的に加工作した個数に応じて支払われる。</p> <p>○職人は、業者の事業計画のままに労働力を提供して対価としての工賃収入を得ている。</p>	<p>○協会からの出演依頼が契約回数に満たなかった場合でも、契約回数相当額の基本出演料が芸能員に保障される。これは、実質的には、一般の出来高給における最低保障給のような性格を持つと考えられる。</p> <p>○基本出演料は、契約料と合わせて、芸能員にその生活の資として一応の安定した収入を与えているとともに、協会が必要とするときはいつでもその出演を確保することに貢献している。</p>	<p>○契約料、出演料について、支給最低額の保障がなされていて、生活給的要素を包含している。</p>	<p>○会社は毎月の報酬の支払日に、各委託契約者に「給与明細書」及び「運賃請求書」を交付していたが、「給与明細書」は正社員と全く同じ様式だった。</p> <p>○「運賃請求書」は、本来、毎月の実績を記載して会社に運賃を請求するものだが、実際は、委託契約者が会社に提出した業務日報等をもとに会社が作成していた。</p> <p>○専属業務及び引越し業務についての報酬は日極又は時間極で、チャーター業務についての報酬は出来高制で、会社が決定した額が支払われていた。</p> <p>○以上に加え、委託契約者は会社の指揮監督に従い労働を提供していたことを考え合わせると、委託契約者が会社から受け取る報酬は、受託した業務の完成に対する対価ではなく、その労働に対する対価である。</p>	<p>○委託契約者は、業務日報やタイムカード等を提出して、従事した業務内容や就業時間等を会社に報告していた。</p> <p>○委託契約者の報酬は、業務の内容及び態様に応じた日額を会社が定めている。遅刻等で就業時間が短くなったとき、その時間に応じて報酬日額を減額したことがあった。</p> <p>○以上によれば、委託契約者は、日給月給で給与を支払われている労働者と同程度に労働時間を管理されており、委託契約者の報酬は、仕事の成果に対する報酬というよりは、労務供給の対価としての性格を有する。</p>	

# 労組法上の労働者性における判断基準比較表(2)

		東京電力常備職員労働組合	東京ヘップサンダル工組合	日本放送協会事件		アサヒ急配事件	
		中労委決定(資格審査)	中労委決定(資格審査)	大阪府労委命令	地方裁判所判決	大阪府労委命令	地方裁判所判決
時期		昭和35年3月	昭和35年8月	昭和43年12月	昭和41年8月	平成17年12月	平成19年4月
結論		労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定
業務の発注に対する諾否の自由		—	—	<p>○協会からの出演依頼に対して、芸能員が応じるか否かはまったく自由であると協会は主張するが、それは一定の回数出演を確保しようとする契約の趣旨と反し、合理性を欠く。</p> <p>○事実上、芸能員の出演拒否はほとんど行われていないが、その理由は、芸能員が収入の低下を防止するためと、出演拒否が多ければ次期契約更新を拒否されるなどの不利益を懸念するためである。</p>	—	—	—
	判断要素	<p>○毎朝概ね午前8時半ごろ支店、営業所へ行き、集金の後帰社し、整理事務を行って午後5時～7時ごろ退社する。</p> <p>○1カ月の集金日数は22日で、残務整理等を合わせて、計25日稼働している。</p> <p>○業務の実態は、社員たる集金専務員と差異がなく、事実上従属性がある。</p>	<p>○職人は毎日一定時刻に業者のもとに行き前日の仕事を納め、その日の仕事を受領する。</p> <p>○納品検査等は製造業者の番頭が行い、職人の作業状況を見回っている。</p>	<p>○芸能員は、毎日出勤する義務はないが、協会から、いつどんな依頼があるか分からないため、常に出演しう態勢になければならず、芸能員の生活は事実上、かなりの規制を受けている。</p> <p>○芸能員は、協会が一方向的に決定した番組内容、日時、場所にしがたって出演しなければならず、芸能員の希望は僅かな例外を除いて、全く考慮されていない。</p> <p>○芸能員は、出演にあたり、協会の制作担当者らの指示、監督のもとに演技を行う。演技は、その支持・監督の範囲内で多少の裁量は許されるが、演技の開始、休憩等もすべて制作担当者らの指示で行われている。</p> <p>○これらの点からすれば、芸能員は、一般の労使関係と同様、協会の指揮・監督を受けて出演していると考えられる。</p> <p>○提供する労働力が演劇、演奏という特殊性を有し、労働力を提供する機会が番組編成によって限定される関係から、他の一般職員の勤務のように毎日一定時間を限って労働力を提供する態容にないだけで、芸能員が協会に使用される労働者であることを否定することはできない。</p> <p>○芸能員に就業規則の適用や、身分証明書等の交付がないことは、ただちに協会との間に使用従属関係が存在しないという根拠にはならない。</p>	—	<p>○チャーター業務においては、集荷時刻、集荷場所、納入時刻等会社の指示に従って、業務に従事していた。また、委託契約者は、会社の指示により、横乗り業務のために助手席に乗務することもあった。</p> <p>○引越し業務においても、会社の指示により、一連の引越し業務に従事していた。</p> <p>○専属業務の場合、まず会社から派遣先・期間、使用車両等の指示を受け、派遣先においては、派遣先の指示に従って具体的な集配業務に従事していた。</p> <p>○以上から、会社は委託契約者に業務を一方向的に割り振っており、委託契約者は、会社が決定した業務を、会社の指示の下に行っていたといえる。</p> <p>○委託契約者が提出する誓約書には、服装、業務報告、営業上の機密保持等の遵守が規定されており、勤務規定にも、会社への報告・連絡・相談や、制服・安全靴の着用、業務日誌の提出等が規定されていた。</p> <p>○罰則はないが、会社の部長や支店長が、委託契約者に制服の着用を指示していた。</p> <p>○会社は委託契約者に対しても、一般的に雇用契約を締結した者に対して使用者が課す服務上の義務と同様の義務を課していた。</p>	<p>○チャーター業務において、運送業務の性質上、運送物品、運送先及び納入時刻の指定は当然に必要である。また、原告の所有車両を使用して運送する場合、その性質上、原告が使用車両を指示するのは必要な行為である。</p> <p>○しかし、チャーター業務において、会社が委託契約者に対して横乗りの指示をすることがある。</p> <p>○引越業務において、事務作業は会社の指示の下で、現場作業は会社が定めた責任者の具体的な指示を受けて行われていた。</p> <p>○専属業務の従事者は、派遣先企業社員の具体的な指示に従って、集配、運送業務に従事していた。</p> <p>○会社は委託契約者に割り振る業務を一方向的に定めていた。</p> <p>○以上から、委託契約者は、会社又は会社の派遣先企業の指揮監督の下で、業務に従事していたと認められる。</p> <p>○誓約書には、接客、服務、報告義務、直接取引の禁止といった、業務委託契約とは性質の異なる規定がおかれていた。</p> <p>○会社は労務管理等について詳細な遵守事項を定めた勤務規定を作成し、これを委託契約者に直接指示したことはなかったが、会社の管理者が委託契約者に遵守させるようにしていた。</p> <p>○会社は相当数の委託契約者に対して、会社の社名が入った制服を支給して着用するように求めていた。</p> <p>○会社の社長や管理職は、服装や言葉遣い等について委託契約者に注意していた。</p>

# 労組法上の労働者性における判断基準比較表(2)

		東京電力常備職員労働組合	東京ヘップサンダル工組合	日本放送協会事件		アサヒ急配事件	
		中労委決定(資格審査)	中労委決定(資格審査)	大阪府労委命令	地方裁判所判決	大阪府労委命令	地方裁判所判決
時期		昭和35年3月	昭和35年8月	昭和43年12月	昭和41年8月	平成17年12月	平成19年4月
結論		労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定
判断要素	専属性	—	<p>○職人は業者から部品材料を支給され、自宅でヘップの製造工程の一部の賃加工を行う。特定の業者から仕事を受けるが、二軒以上の業者から仕事を受ける職人もいる。</p> <p>○専属関係自体の有無は、労組法上の労働者であるか否かの認定要件とはならない。</p> <p>○兼業は、サンダル加工の季節的繁閑とも関連しており、職人の主たる生計の維持を左右しない。</p>	<p>○芸能員が協会以外で自由に収入を得ている点は、使用従属性の判断を左右しない。</p>	<p>○芸能員は協会の許可を得ずに、他社出演その他の仕事をするのが可能だが、他社出演は事実上制限されている。</p>	<p>○委託契約者が採用の際に会社に提出する誓約書には、委託契約者と会社の取引先との直接取引を禁じる規定があった。</p>	<p>○委託契約者は休日を除き、会社や会社の派遣先企業において業務に従事していた。</p> <p>○チャーター業務に従事する者は、前日までに業務を指示されなかった際も、当日9時ごろに各支店で待機していた。</p> <p>○委託契約者は、会社の業務に従事していた間、他企業の業務に従事するのは事実上困難だった。</p>
	事業者性	<p>○契約上、「集金作業を行い難いときは第三者に代行させることができる。」とあるが、身分証明書の他人への貸与が禁止されていることから、事実上第三者が代行することはできない。</p> <p>○契約上、請負業務に要する費用は労働者が一切負担すると規定されている。</p>	<p>○補助材料は大部分が職人の負担で、費用は工賃中に織り込まれている。職人は必要に応じ工業用ミシンプレス機を所有している。</p> <p>○以下の諸点から、職人を自己の計算に基づき事業を営む者とは認めがたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助材料費はかつて工賃とは別計算だったものがいつのまにか工賃に含まれるようになった</li> <li>・補助材料の市場変動による収益を職人が期待しているものでもなく、規模・価格からみて資本投下による生産設備とみるには無理がある</li> </ul> <p>○不良品を職人に買い取らせている業者もいるが、職人の作業上のミスに対する一種の制裁的措置に過ぎない。</p> <p>○職人は内職者を使うことがあるが、職人が内職者を使用しているとみるより、家族と同様職人の補助労働力とみるのが至当である。</p> <p>○業者から支払われた工賃から、職人は内職者に対して基準額を支払っているが、中間搾取はみられないから、職人が自己の計算で内職の斡旋をしているとも認められない。</p>	<p>○代替出演は全く認められていない。</p> <p>○芸能員の所得が税法上事業所得として取り扱われていることは、ただちに使用従属性が存在しないという根拠にはなりえない。</p>	<p>○年間の出演回数からすると、協会以外から収入を得るとしてもアルバイト程度であり、この程度の収入は、典型的な雇用契約であった専属出演契約の下でも許されていた。</p> <p>○税法上の考慮から芸能員の所得が事業所得として課税されていること等から芸能員の労働者たる地位を否定するのは本末転倒の議論である。</p>	<p>○委託契約者が会社の車両を借りて業務に従事する場合、車両賃借料と車両管理委託料が相殺され、金銭の授受はなかった。</p> <p>○委託契約者が車両の運転を行わない日も、車両賃借料と車両管理委託料が計上され、相殺されている。</p> <p>○委託契約者が会社から借りた車両の燃料、保険代等は会社が負担していた。</p> <p>○委託契約者が運転をする場合、横乗り業務のための助手を付けるかどうかの判断は会社が行い、助手の人件費は会社が負担していた。</p> <p>○以上から、委託契約者が会社の業務を行うに必要な経費を、概ね会社が負担していた。</p> <p>○会社は、委託契約者への報酬の支払いにあたり、所得税及び住民税の源泉徴収は行っておらず、委託契約者を社会保険、雇用保険等に加入させていなかった。</p>	<p>○委託契約者は会社の社名が入った所有車両を使用して業務に従事しており、その車両の保険代、通常の修理代は会社が負担していた。</p> <p>○報酬について委託契約者が会社と交渉することはなかった。</p> <p>○委託契約者が自己の計算と負担に基づき事業を営む事業者であったとは認められない。</p>